

## 機動隊に関する訓令

昭和 52 年 3 月 17 日

昭和 52 年警察本部訓令第 5 号

この訓令は富山県警察の組織に関する規則（昭和 58 年富山県公安委員会規則第 3 号）に規定する警備部機動隊の運営について、必要な事項を定めたものである。